

2026年（令和8年）2月6日

司法修習生各位
法科大学院生各位
法曹コースに在籍する法学部生各位

日本弁護士連合会
事務総長 岡田理樹
(公印省略)

法律事務所への就業活動について（通知）

日本弁護士連合会は、2025年10月に全国の各弁護士会に対して、法曹を志望するみなさんの法律事務所・企業・団体等（以下「法律事務所等」といいます。）への就業活動に関し、具体的な採用情報の提供及び採用内定の発出については司法試験合格発表以降に行うよう、要請を行いました。また、採用内定時期等に関する要請と併せて、法律事務所等は就職内定者を不当に拘束してはならず、採用内定者が内定承諾を辞退すること（就業の意思を撤回すること）につき制限しないよう周知しています。

上記の要請は、昨今の司法修習予定者及び司法修習生の就業活動をとりまく状況に鑑み、様々な属性を有するみなさんが採用情報に接する機会につき公平を図るとともに、十分な熟慮期間を以て就業先を選択できる環境を確保するものです。

については、法律事務所等は、上記の要請に基づき、司法試験合格発表以降に採用内定等を発出することが想定されますので、ご理解ください。また、みなさんは、採用内定を得た後であっても、司法修習を終えて法曹となるまでの間の様々な経験や自らの適性を踏まえて、自由な意思で進路や就業先を選択してください。

なお、上記要請にかかわらずに、みなさんに対して、司法試験合格発表の前後を問わず、法律事務所が開催するサマークラーク等への参加や事務所訪問、事務所説明会への参加を制限するものではありません。

以上